竹富町観光案内人条例における審査基準に係る要綱を次のように定める。

令和5年11月2日

竹富町長 前泊 正人

竹富町観光案内人条例における審査基準に係る要綱

(目的)

第1条この要綱は、竹富町観光案内人条例(令和5年竹富町条例第24号。以下「条例」という。)に基づく申請に対する処分における審査基準(竹富町行政手続条例(平成9年竹富町条例第13号)第5条第1項の規定による審査基準をいう。)に関する事項を定めることにより、条例の目的の実現並びに公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(総則)

第2条 条例に基づく申請に対する処分における審査基準は、条例及び竹富町観光案内人 条例施行規則(令和 年竹富町規則第 号。以下「規則」という。)に定めるもののほ か、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱で使用する用語は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(観光案内人免許に係る審査基準)

- 第4条 条例第9条第4項第1号及び規則第4条第1項各号の規定による審査は、次の各 号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 規則第4条第1項第1号の規定による審査は、次に掲げる基準に適合する賠償責任保険に加入しているかどうかにより行うものとする。
 - ア 補償対象に、自然観光事業の執行について第3者に加えた損害を含むものであること。
 - イ 個人にあっては、当該個人が被保険者となっていること。

- ウ 法人にあっては、当該法人が被保険者となっていること。
- エ 支払限度額が1事故につき1億円以上であること。
- (2) 規則第4条第1項第4号の規定による審査は、観光ガイドとして従事する者が、 日本赤十字社が行う救急法基礎講習又は同講習と同等以上の知識及び技術を習得可能 と認められる講習を、申請のあった日の1年前の日の翌日から申請のあった日までに 修了しているかどうかにより行うものとする。
- (3) 規則第4条第1項第5号の規定による審査は、観光ガイドとして従事する者が、 日本赤十字社による赤十字水上安全法救助員 I 認定証又は同認定証と同等以上の知識 及び技術を有すると認められる資格を有しているかどうかにより行うものとする。
- 2 条例第9条第4項第3号及び規則第4条第3項第2号の規定による審査は、申請のあった日から起算して3年の期間において、伝統的な生活文化の継承、自然環境保全又は自然環境教育を目的とした行事又は活動への参加又は参画に関する具体的かつ公民館活動に比して妥当な計画を有するか否かにより行うものとする。

(登録引率ガイドの選任認可に係る審査基準)

第5条 条例第21条第5項第2号及び規則第16条第2項第1号の町長が別に定める年数は、別表に掲げる年数とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年11月10日から施行する。

別表

特定自然観光資源の名称	別に定める年数
ヒナイ川・西田川	3年
古見岳	1年
浦内川源流域	1年
テドウ山	1年